

役員退任慰労金支給規程

公益社団法人 岩手県トラック協会

第1条 退任する非常勤役員に対して退任慰労金を支給することができる。

第2条 退任慰労金の金額は、役職に応じ次の通りとする。

会 長	1年につき	25,000円
副会長	〃	20,000円
理 事	〃	10,000円
監 事	〃	10,000円

- 2 本規程における1年は、毎年6月から翌年5月までとする。
- 3 役員に就任後1年未満の期間（1カ月未満の期間は切り捨て）は1年と見なすものとする。
- 4 年の途中で役職に変更があった場合、新たな役職の就任期間が3カ月以上の場合、その役職として取り扱うものとする。
- 5 前項の規定に係らず、考慮すべき特別の事由がある場合には、理事会で協議の上、対応するものとし、その場合には直近の総会に報告し承認を得るものとする。

第3条 退任慰労金は、前条で定める当該年度分の金額を毎年度「役員退任慰労引当金」として計上するものとする。

第4条 退任慰労金は、第2条に基づき当該非常勤役員への支給額を積算し、退任時に遅滞なく支給するものとする。

第5条 本規程の改廃は総会の承認を得るものとする。

附則

この規程は公益社団法人岩手県トラック協会設立の日から施行する。

附則

平成27年5月27日 総会承認により一部変更